

大通達甲（警）第16号
令和7年4月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1 年

本部各課・所・隊長 殿

警察本部長

警察本部公正入札調査委員会設置要綱の改正について（通達）

警察本部所管に係る入札の談合情報に対して、的確な対応を行い、入札の適正化を図るための委員会については、「警察本部公正入札調査委員会設置要綱の制定について」（令和2年3月25日付け大通達甲（警）第12号）により設置しているところであるが、この度、組織改編に伴い、別添のとおり「警察本部公正入札調査委員会設置要綱」を改正したので、誤りがないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（会計課管財係）

別添

警察本部公正入札調査委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）に対する的確な対応を行い、入札の適正化を図るため、警察本部公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置及び組織

- 1 入札に係る談合の事実の有無及び談合情報があった場合の対応その他必要な事項を審議するため、警察本部に調査委員会を置く。
- 2 調査委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

委員 警務部会計課長

警務部会計課次席

警務部会計課施設管理室長

第3 調査委員会の運営等

- 1 委員長は、調査委員会を必要に応じ招集し、総括する。
- 2 調査委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席により開催する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 調査委員会の議事は、出席した委員の全員一致により決定する。
- 5 委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求めるものとする。
- 6 委員長は、特に必要があると認めるときは、書面で調査委員会に回議して、調査委員会の会議に代えるものとする。

第4 庶務

調査委員会の庶務は、警務部会計課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。